

第90回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日

【株主の皆様へ】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせ、書面（郵送）又はインターネット等により議決権行使いただくことをご推奨申し上げます。
- 会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席間隔を広げる必要があります、ご用意できる席数に限りがございますので、あらかじめご了承下さい。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただいております。

日 時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

場 所

東京都千代田区外神田二丁目16番2号

神田明神 明神会館

（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

今後、株主総会の開催・運営に関して変更等がある場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。<https://www.chemiphar.co.jp/>

目 次

第90回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 買収防衛策更新の件	
(添付書類)	
事業報告	29
計算書類等	56
監査報告書	61

(証券コード 4539)
2022年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目2番3号
日本ケミファ株式会社
代表取締役社長 山 口 一 城

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主様におかれましては、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区外神田二丁目16番2号
神田明神 明神会館
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第90期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 買収防衛策更新の件

以上

【インターネットによる開示について】



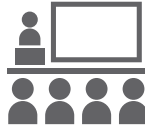
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chemiphar.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知において添付すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の前掲当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」及び「当社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」なお、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、並びに会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類のほか、上記ウェブサイト掲載事項に係る情報も含まれています。
- 本定時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会の終了後、前掲当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルスについて】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせ、書面（郵送）又はインターネット等により議決権行使いただくことをご推奨申し上げます（行使期限：2022年6月23日（木曜日）午後5時30分まで）。
- 会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席間隔を広げる必要があり、ご用意できる席数に限りがございますので、あらかじめご了承下さい。
- アルコール消毒液の使用とマスクの着用をお願いします。
- 今後、株主総会の開催・運営に関して変更等がある場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。
<https://www.chemiphar.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

 <p>書面（郵送）により 議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年6月23日（木曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネット等により 議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年6月23日（木曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>	 <p>株主総会に ご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2022年6月24日（金曜日） 午前10時</p>
--	---	--

議決権行使のお取り扱い

- ①議決権行使書面において、各議案に対して賛否の表示をしないときには、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ②書面（郵送）及びインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ③議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ④定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインのQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

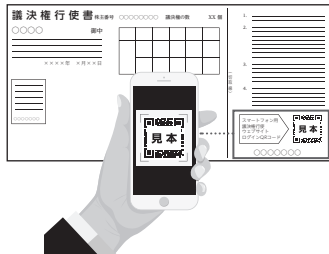
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

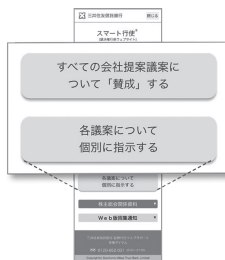
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

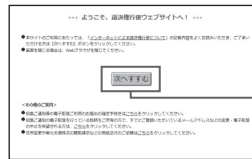
機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

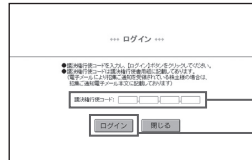
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

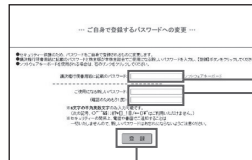
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付けており、将来の成長に資する投資と資本蓄積による財務体質強化とのバランスを取りつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、厳しい経営環境及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円
配当総額 182,676,650円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款の変更をお願いするものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p>
（新設）	<p>第17条（電子提供措置等）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、社外監査役高橋 剛氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

やま ぐち る み

山口留美

(1968年8月13日生)

新任

社外

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年4月	中央新光監査法人入所	<重要な兼職の状況>
1994年3月	公認会計士登録	公認会計士、税理士
2007年8月	山口留美公認会計士事務所開設（現在に至る）	
2012年3月	税理士登録 山口留美税理士事務所開設（現在に至る）	

所有する当社株式数

一株

社外監査役候補者とした理由

山口留美氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての財務・会計・税務の専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できるためであります。また、山口留美氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者である山口留美氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は10頁に記載のとおりです。
3. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、本議案が原案のとおり承認された場合には、候補者は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことにより当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は51頁に記載のとおりです。本議案が原案のとおり承認された場合には、候補者は当該保険契約の被保険者になる予定であります。なお、当該保険契約は、2022年10月に更新の予定です。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠の社外監査役として、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案による選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

しば

柴

たけし

毅

(1960年4月22日生)

社 外

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年8月	監査法人中央会計事務所入所	2020年9月	公認会計士柴毅事務所開設（現在に至る）
1988年3月	公認会計士登録	2021年6月	株式会社インダストリアル・ディジジョンズ社 外監査役（現任）
2005年7月	中央青山監査法人代表社員		
2006年9月	PwCあらた有限責任監査法人代表社員		
2013年7月	日本公認会計士協会常務理事		<重要な兼職の状況>
2016年6月	公益財団法人加藤記念バイオサイエンス振興財 団監事（現任）		公認会計士
2019年7月	内閣府次世代医療基盤法の認定等に関する有識 者・実務者会議構成員		日本公認会計士協会綱紀審査会委員
			公益財団法人加藤記念バイオサイエンス振興財団監事
			株式会社インダストリアル・ディジジョンズ社外監査役

所有する当社株式数

一株

補欠の社外監査役候補者とした理由

柴毅氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる公認会計士としての財務・会計の専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査することができるためであります。また、柴毅氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 補欠の社外監査役候補者である柴毅氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は、10頁に記載のとおりです。
3. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、柴毅氏が監査役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は51頁に記載のとおりです。柴毅氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者になる予定であります。なお、当該保険契約は、2022年10月に更新の予定です。

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者¹又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者²にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者²又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先³又はその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産⁴を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成⁵を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事、その他の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関⁶又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループの主要株主⁷又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者⁸に限る）の近親者等⁹

- * 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む
- * 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
- * 3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
- * 4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、年間1,000万円又は当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
- * 5 一定額を超える寄附又は助成とは、直近事業年度における、年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう
- * 6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう
- * 7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう
- * 8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
- * 9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

買収防衛策更新の件

当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新を決議し、2019年6月21日開催の当社第87回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きましたが（以下、2019年更新後の買収防衛策を「旧プラン」といいます。）、旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、2022年5月13日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）である旧プランを、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として更新する（以下、「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）ことといたしました。

本議案は、本更新を行うため、当社定款第13条の規定に基づき、下記2.「提案の内容（本プランの内容）」に記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランへの本更新にあたり、主に、特別委員会が本プランの発動を勧告する場合の手続などに関し、適宜見直しを行っております。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

但し、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は①ジェネリック医薬品においては、新薬メーカーとして培った技術を基礎とした製品の開発力と、国内基幹工場とベトナム工場を活用した品質管理・コスト対応能力、②戦略領域であるアルカリ化療法及び高尿酸血症領域に関する専門知識、経験及びノウハウ

と関連する製品及び開発パイプラインの市場価値、③探索機能に特化し効率性と開発確度を追求するベンチャー型創薬研究、というそれぞれ独自性がある3つの異なる事業を同時に推進し、④それら事業の成果を海外へ展開するというユニークなビジネスモデルを維持していることです。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本更新の目的

本更新は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿ってなされるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、若しくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容（本プランの内容）

(1) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等（下記(2)「本プランに係る手続」(a)に定義されます。以下、同じ。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は買付者等との交渉等を行うための手続を定めています（下記(2)「本プランに係る手続」ご参照。）。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます。)により割当てます。

(c) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会（その詳細については下記(5)「特別委員会の設置」ご参照。）の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し（その詳細については下記(2)「本プランに係る手続」(g)をご参照。以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様を確認することがあります。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(e) 情報開示

上記(a)ないし(d)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下、①又は②に該当する買付その他の取得、若しくはこれに類似する行為、又はこれらの提案（注1）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除き、以下、「買付等」と総称します。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等は、あらかじめ本プランに定められる手続に従って頂くものとし、本プランに従い、当社取締役会又は株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実施してはならないものとし、ます。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとし、ます。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、「意向表明書」と総称します。）を当社に対して提出して頂きます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、及び企図されている買付等の概要を明示して頂きます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は特別委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社に対して、以下の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとし、ます。

特別委員会は、買付者等より提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に本必要情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者、買付者等を被支配法人等（注10）とする者の特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、経歴又は沿革、資本構成、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験、法令遵守状況、当該買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）
 - ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性に関する情報等を含みます。）
 - ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
 - ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
 - ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
 - ⑥ 買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
 - ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇方針
 - ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑩ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求
買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、特別委員会は、下記②に定める特別委員会検討期間において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画及び当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下、同じ。）、その根拠資料、及び代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう要求することができます。

② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報を受領した場合、上記①の当社取締役会に対する情報提供の要求と並行しつつ、適切な期間（特別委員会が追加的に提出を求めた本必要情報を含め、買付者等により十分な情報が開示されてから90日間を超えないものとします。但し、下記(e)③に記載する場合等には、特別委員会は当該期間を延長することができるものとします。以下、「特別委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画及び企業評価等に関する情報収集・比較検討、並びに当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主の皆様等に対する提示等を行うものとします。

特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

特別委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、買付者等は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 特別委員会における手続

特別委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続を行うものとします。

① 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下、「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情のある場合を除き、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、当該勧告にあたり、事前又は事後に当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合
 - (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、買付者等による買付等が発動事由のいずれにも該当しなくなった場合
 - ② 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合
特別委員会は、買付等が発動事由のいずれにも該当しないと判断した場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。
但し、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施をすべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。
 - ③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合
特別委員会が、特別委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（原則として30日間を上限とします。）で、特別委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします。
特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告等を行うよう最大限努めるものとします。
- (f) 取締役会の決議
当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行うものとします。
但し、下記(g)に従い株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。
- (g) 株主意思確認株主総会の開催
当社取締役会は、(i)特別委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して、株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、並びに特別委員会検討期間が開始した事実及び同期間が延長された事実（延長の理由及び具体的な延長期間）を含みます。）、特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会又は株主意思確認株主総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(e)のとおり、買付等の下記要件への該当性については、必ず特別委員会の判断を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - (c) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
 - (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、医療関係者等の取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
 - (b) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。
 - (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
 - (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（気配表示を含みます。）とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。
- (f) 本新株予約権の行使期間
新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。
- (g) 本新株予約権の行使条件
（Ⅰ）特定大量保有者（注11）、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者（注12）、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、若しくは（Ⅴ）（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、（Ⅵ）（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者（注13）（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。
- (h) 本新株予約権の譲渡
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
- (i) 当社による本新株予約権の取得
① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- (j) 合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとし、ます。
- (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとし、ます。
- (5) 特別委員会の設置
当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために旧プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置しており、本プランの発動等の運用に際しても、これを維持します。本更新時点における特別委員会の委員は、当社経営陣からの独立性のある当社の社外取締役2名、社外監査役2名から構成されます（特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、資料1「特別委員会規程の概要」とおりであり、本更新時点における特別委員会の委員は、資料2「特別委員会委員略歴」に記載する4名を予定しております。）。
- 実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした特別委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して決議を行うこととします（但し、上記(2)「本プランに係る手続」(f)に記載したとおり、株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとし、ます。）。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会決議による当社取締役会への委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主の皆様には不利益を与えない場合等を含みます。）には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2022年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- (注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注11) 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量保有者」に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注12) 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量買付者」に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以上

特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法・会社経営等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務の規定等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・特別委員会を組織する構成員（以下、「特別委員会委員」という。）の任期は、2025年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、特別委員会委員が、上記資格要件に該当しなくなった場合（但し、当社社外取締役又は当社社外監査役に再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決議を行い、その決議の内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施につき、株主意思確認株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 特別委員会検討期間の延長の決定
 - ③ 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 買付者等との交渉・協議

- ⑥ 当社取締役会に対する代替案その他必要と認める情報・資料等の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思の確認を得ることの要否の判断
 - ⑧ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑨ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・特別委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、特別委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
 - ・特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
 - ・特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができるほか、この第三者を特別委員会に出席させ、発言を求めることができる。
 - ・各特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
 - ・各特別委員会委員は議決権1個を有するものとし、特別委員会の決議は、原則として特別委員会委員の全員が出席（ウェブ会議システム、電話会議等を通じた遠隔からの出席を含む。以下、同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

資料2

特別委員会委員略歴

本更新時の特別委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

(社外取締役)

はら だ ゆう じ
氏名 原 田 裕 司

【略歴】

1974年 4月 株式会社住友銀行入行
 2002年 6月 株式会社三井住友銀行執行役員国際統括部長
 2004年 4月 同行執行役員国際統括部長退任
 2004年 4月 株式会社日本総合研究所常務執行役員
 2007年 6月 同社取締役兼専務執行役員
 2008年 3月 同社取締役兼専務執行役員退任
 2008年 4月 マツダ株式会社常務執行役員
 2008年 11月 同社専務執行役員
 2009年 6月 同社取締役専務執行役員
 2017年 6月 当社社外取締役（現任）
 2017年 6月 マツダ株式会社取締役専務執行役員退任
 2018年 6月 アルヒ株式会社常勤社外監査役（2022年6月退任予定）

- ※ 原田裕司氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、同氏を当社の社外取締役として特別委員会委員に再任する予定です。
 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(社外取締役)

よし の まさ き
氏名 吉 野 正 己

【略歴】

1985年 4月 外務省入省
1995年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）梶谷総合法律事務所入所
1996年 4月 TMI総合法律事務所入所
2002年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2003年 1月 TMI総合法律事務所パートナー
2004年 10月 竹川・岡・吉野法律事務所入所 同事務所パートナー
2007年 6月 株式会社新川社外監査役
2014年 7月 吉野総合法律事務所開設（現在に至る）
2019年 6月 当社社外取締役（現任）
2019年 6月 株式会社新川社外取締役（監査等委員）
2019年 9月 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社
外取締役（監査等委員）

- ※ 吉野正己氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、同氏を当社の社外取締役として特別委員会委員に再任する予定です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(社外監査役)

しん どう なお しげ
氏名 進 藤 直 滋

【略歴】

1970年 5月 麒麟麦酒株式会社入社
1975年 8月 監査法人中央会計事務所入所
1979年 3月 公認会計士登録
1988年 6月 監査法人中央会計事務所代表社員
2007年 7月 監査法人A&Aパートナーズ代表社員
2008年 6月 当社社外監査役（現任）
2010年 9月 監査法人A&Aパートナーズパートナー
2012年 9月 監査法人A&Aパートナーズ統括代表社員
2013年 6月 テンプホールディングス株式会社（現パーソルホールディングス株式会
社）社外監査役
2016年 6月 パーソルホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）

- ※ 進藤直滋氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、同氏を当社の社外監査役として特別委員会委員に再任する予定です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(社外監査役)

氏名 やま ぐち る み
山 口 留 美

【略歴】

1991年 4月 中央新光監査法人入所
1994年 3月 公認会計士登録
2007年 8月 山口留美公認会計士事務所開設（現在に至る）
2012年 3月 税理士登録
山口留美税理士事務所開設（現在に至る）

- ※ 山口留美氏につきましては、本定時株主総会で監査役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外監査役として特別委員会委員に選任する予定です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告

2021年4月1日から2022年3月31日までの第90期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当期の事業環境につきましては、2021年4月に初めて通常改定の間中間年に薬価改定が実施されたことに加え、新型コロナウイルス感染症の再拡大による患者さんの受診抑制が通期にわたり影響しました。一方で当社グループにおいては、前期及び当期に発売したジェネリック医薬品の販売が堅調であったことや、導入した長期収載品の売上貢献、さらには他社品質問題等に起因した代替需要への対応もあり、売上高は、32,506百万円となりました。

営業利益については、薬価改定による原価率上昇の影響と新薬開発のステージアップに伴う開発費や新規ジェネリック医薬品の研究開発費の増加などがあったものの、上記の増収要因に加え、前期に実施したグループ構造改革による販管費の圧縮もあり、825百万円となりました。

経常利益については、為替差益355百万円を計上した影響などにより、1,022百万円、また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、700百万円となりました。

なお、当社グループは当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当期の売上高を前期までの会計基準で計算し、前期の売上高と比較すると、4,539百万円の増収となります。

連結業績*

売上高	325億 06百万円 前年同期 315億 41百万円	営業利益	8億 25百万円 前年同期 5億 64百万円
経常利益	10億 22百万円 前年同期 5億 82百万円	親会社株主に 帰属する 当期純利益	7億 00百万円 前年同期 4億 95百万円

*前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、対前期の増減額及び増減率(%)は記載していません。

医薬品事業

1) 医療用医薬品

①ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品市場については、前述のとおり初めて実施された中間年の薬価改定や新型コロナウイルス感染症の影響があった一方で、他社品質問題等に端を発した市場全体の供給不足に対応するため、各社による増産対応や設備投資などを通じた安定供給確保への努力が続きました。

当社グループにおきましては、2021年6月に不眠症治療薬である「エスゾピクロン錠1mg・2mg・3mg『ケミファ』」(以下、エスゾピクロン)、7月にはうつ病・疼痛治療薬の「デュロキセチン錠20mg・30mg『ケミファ』」の2成分5品目を発売しました。中でもエスゾピクロンについては、安定供給の観点から、自社開発・自社グループ製造品であることが評価されており、市場における高いシェアを維持しています。

以上の結果、導出・輸出なども含めたジェネリック医薬品全体の売上高は、26,283百万円となりました。

②主力品・新薬

新薬では、2020年7月に導入した長期収載品「クラリシッド200mg・50mg小児用」(以下、クラリシッド)が、当期において通期にわたり当社グループの売上に寄与しています。同製品は競合品が多い中でも長年ブランド力を維持しており、同製品を手掛かりとした医療機関へのアプローチにより、ジェネリック医薬品事業とのシナジーを創出しています。

また、主力品であるアルカリ化療法剤「ウラリットーU配合散・同配合錠」(以下、ウラリット)につきましては、ジェネリック医薬品への置き換えが進んでいるものの、子会社である日本薬品工業株式会社が販売する同剤のジェネリック医薬品「クエンメット配合散・同配合錠」と合わせて当社グループで製造・販売できる状況を活かし、痛風並びに高尿酸血症における酸性尿改善の重要性に関する啓発活動を強化してきました。

以上の結果、主力品・新薬5品目合計の売上高は、1,754百万円となり、ジェネリック医薬品も含めた医療用医薬品の売上高は、28,037百万円となりました。

エスゾピクロン錠1mg「ケミファ」



防湿性に配慮したPTPシート



フィルムコーティングで
苦みを感じにくい

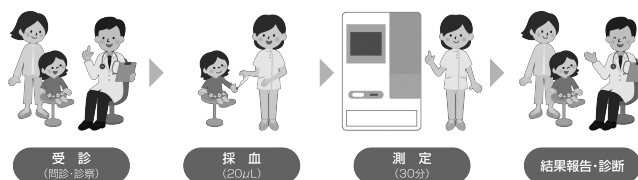
2) 臨床検査薬

これまでのアレルギー検査の概念を覆す、画期的なアレルギースクリーニング検査キット「ドロップスクリーン 特異的IgE 測定キット ST-1」(以下、ドロップスクリーン)と、その測定装置である「ドロップスクリーンA-1」(製造販売元：上田日本無線株式会社)については、その新規性がマスコミでもたびたび取り上げられる中、導入された医療機関からは大変高い評価をいただいています。当期は、発売後に販売拡大のボトルネックとなっていた試薬の量産体制整備を鋭意進めるとともに、国内での普及活動にさらに精力的に取り組みました。また、2024年度までには欧州をはじめとした海外への展開を目指しています。

ドロップスクリーン



測定装置 (A-1・左) と試薬キット (ST-1)



わずか30分でスクリーニング結果がわかる

自社開発のアレルギー検査薬「オリトンIgE『ケミファ』」については、2020年度まで中国における測定試薬ラインナップの製造認可が順調に拡大していましたが、2021年6月に中国の監督当局である国家薬品监督管理局 (NMPA) による大幅な条例変更があり、追加品目の申請・認可取得に遅れが発生している状況となっています。

オリトンIgE『ケミファ』



以上の結果、医療用医薬品及び臨床検査薬を合わせた医薬品事業全体の売上高は31,501百万円となりました。

そ の 他

「その他」の事業については、受託試験事業を行う子会社の株式会社化合物安全性研究所において、当期は主にアカデミアを対象に、同社の特長である非臨床試験から臨床試験までを一社で受託できる、「ワンストップ体制」を生かしたプロモーション強化に取り組むと同時に、制度改正等に伴う農薬、化学物質のデータギャップ案件に関する積極的なアプローチを行ってきました。その結果、非臨床事業における農薬・化学物質に関する非臨床試験の受託が増加したことや、アカデミア及び再生医療等製品を含む創薬ベンチャーからの受注取り込みにより、業績は堅調に推移しました。

以上の結果、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業も含めた「その他」の事業全体の売上高は1,004百万円となりました。

以上の結果、当期の各セグメントを通算した業績は、連結売上高が32,506百万円、連結営業利益が825百万円、連結経常利益が1,022百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が700百万円となりました。



2. 対処すべき課題

当社グループは「医薬品を中核としたトータルヘルスケアで人々の健康で豊かな生活に貢献する」ことを経営理念とし、国内外において存在価値のある企業グループとして発展することを目指しています。この経営理念のもと、グループの経営課題として、かねてより以下の3つのミッションを掲げています。

i) ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスを確立する

ii) アルカリ化療法に関するノウハウを最大限に活用する

iii) 自社開発創薬により社会に貢献する

さらに、将来にわたる当社グループの成長持続のためには、国内のみならず海外での事業拡大が不可欠と考えており、2015年度からは

iv) 海外の事業基盤確立

を「3つのミッションプラス1」として加え、これらの達成を経営戦略の中心に据え、日々事業に取り組んでいます。

Mission1 ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスを確立する

1) 販売

国内ジェネリック医薬品市場はオーソライズドジェネリックの台頭による競争の激化や、2021年から始まった薬価の中間年改定などの影響で、依然として厳しい事業環境が続いています。当社グループはこの状況に対処していくため、2020年7月のグループ構造改革で新たに設置した「グループ医薬営業本部」のもと、従来の卸ルートに加えて、調剤薬局チェーンやグループ病院などの多様な販路に対応しながら効率的に営業活動を行うことで、グループ全体で利益を伸ばす販売戦略が徐々に浸透し、実績へと結びついてきています。

また、ポストコロナの新しいワークスタイルへの対応や生産性向上のため、2021年度からSFA (Sales Force Automation : 営業支援システム) を本格的に導入しており、今後はMR活動におけるPDCAサイクルの一層の最適化や高速化を図っていきます。

2) 品質保証

当社グループでは安全でより良い医薬品の品質を確保するため、品質保証部門が中心となり、省令に従って定期的に製造業者等への監査、すなわち製造施設設備・製造記録及び試験記録等の確認をとおして、医薬品の製造管理及び品質管理が適正に実施されていることを、原則的に3年に1回の頻度で確認しています。併せて、重大な製品クレーム等が発生した場合には臨時に監査を行い、迅速かつ適切な措置を講じ再発防止に努めています。また、当社グループが製造販売するジェネリック医薬品の原薬製造国や製剤製造会社名、安定供給体制等に関する情報をホームページ上で公開することにより、医療関係者のご要望に応えるとともに透明性の高い製造管理体制を構築しています。

2022年4月には当社グループの品質保証にかかる業務を統括する「グループ品質保証統括部」を新設し、グループ共通の品質課題の検討や解決、統一した管理基準・管理手法の提案や運用等を行い、全体の品質保証レベルを引き上げることにより、さらなる製品の品質向上を目指してまいります。

3) 安定供給

当社グループではかねてより生産設備及び人員の増強に加え、製品の安定供給において重要な原薬の確保について、複数の製造所から購入するマルチソース化に努めることで安定供給に向けた取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、他社ジェネリック医薬品の品質問題等を起因とした国内市場における供給不足については、当社としても既存取引先に影響の出ない範囲での在庫調整や、工場における残業・休日出勤による増産対応を行ってきましたが、全てのご要望にお応えすることはできませんでした。このような状況を踏まえ、2021年度中より工場人員と生産設備を増強するためのさらなる投資を続けており、品質保証レベルの向上を伴う増産体制の整備は当社グループにとって喫緊の課題となっています。

また、当社グループの生産量拡大とコスト削減を実現する、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. (以下、NC-VN社)のベトナム工場では、コストメリットの出しやすい品目を中心に国内工場からの移管が順調に進んでおり、将来的にはグループ製品の3割程度を生産できる体制を目指しています。

工場での品質確保の取組例



打錠機の杵は全て取り外し、1本1本洗浄



承認書に従った試験をロットごと実施し、結果を判定

NC-VN社ベトナム工場



商業生産開始後初めてのWHO-GMP適合承認更新で、関係者による記念撮影

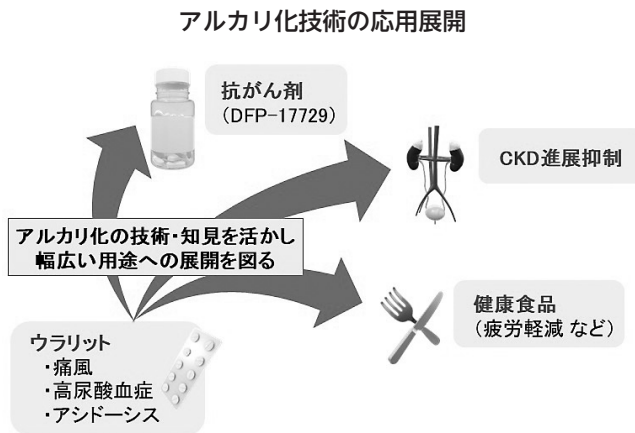
Mission2 アルカリ化療法剤

アルカリ化療法に関するノウハウを最大限に活用する

当社グループがウラリットで培ってきたアルカリ化療法剤については、さまざまな方面で展開が進んでいます。

まず、創薬ベンチャーであるDelta-Fly Pharma株式会社（以下、DFP社）とライセンス契約を締結した抗がん剤「DFP-17729」は、がん細胞周辺の微小環境改善作用を有し、酸性に傾いているがん細胞周囲の微小環境をアルカリ化することによる難治性がんの画期的治療効果が期待されています。DFP社は2021年4月にDFP-17729と他の抗がん剤の併用群、並びに他の抗がん剤単独群との比較試験であるフェーズⅡをスタートしており、2022年度中には、本剤の有用性を検証し、その結果次第で、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）へ承認申請を行うことが可能か、あるいはフェーズⅢの準備に取り掛かるかの判断を行う予定です。試験の対象となる膵臓がんは早期発見が難しく、特に末期では満足できる治療剤がない状況にあるため、一日も早い新薬の開発が期待されています。

また、当社グループが協力をを行いながら東北大学で進められている、アルカリ化療法剤と慢性腎臓病（以下、CKD）との関連を解明する臨床研究「CKOALA Study」は、初期的なデータ解析を終えて手ごたえを得たことから、AI（Artificial Intelligence：人工知能）やRWD（Real World Data：リアルワールドデータ）を活用した追加の解析を行っています。研究結果についてはいずれ学会で発表が行われ、論文化されるものと見込んでおり、当社といたしましてはそれらの成果を踏まえ適応拡大に向けた検討を進めていきます。さらにこの研究で集められたデータを応用し、クエン酸塩の機能性表示食品としての開発を進めているところで、現在は1品目が消費者庁に受理されています。



Mission3

自社開発創薬

自社開発創薬により社会に貢献する

1) パイプライン

新薬の研究開発については、領域を絞り込み、その領域の第一人者との共同研究を推進することを基本方針としています。その上で探索研究に重点を置き、得られた成果を早期段階で導出することで、開発上のリスクを軽減しつつ効率的に開発を進めていきます。また、パイプラインの拡充やAIなどの新技術を活用した研究開発を進めるため、他社とのアライアンス戦略も取り入れています。

この方針のもと、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の「CiCLE事業」に採用されている、オピオイドデルタ受容体作動薬「NC-2800」（抗うつ、抗不安薬）については、2021年6月に住友ファーマ株式会社（旧 大日本住友製薬株式会社 以下、住友ファーマ）と共同研究開発契約及びオプション契約を締結し、同社がCiCLE事業の研究開発に分担機関として参画しました。

NC-2800の開発ステージは2021年7月にフェーズⅠへと移行していますが、当社は住友ファーマに対し、CiCLE事業終了後のフェーズⅡbに移行する時点で全世界をテリトリーとした開発・販売権に関するライセンス契約を締結できるオプション権を付与しており、今後の開発の進展に応じたオプション料、マイルストーン及びロイヤリティ収入が期待できると考えています。

P2X4受容体拮抗薬「NC-2600」については、これまでの神経障害性疼痛に加え、複数の適応症にフォーカスした開発を展開しています。そのうち慢性咳嗽治療薬としては、既存薬にはない新しい機序を有する可能性が示されており、さらに開発を進め早期の導出を目指してまいります。また、「NC-2500」（キサンチンオキシドレダクターゼ阻害薬）と「NC-2700」（URAT1阻害薬）についても、そのユニークな特性を国内外の企業へアピールしながら導出活動を行っており、共同開発なども含め、さまざまな可能性を検討しています。

さらに2022年3月にはDFP社が非小細胞肺癌（上皮成長因子受容体（EGFR）遺伝子変異陽性、ステージⅢ/Ⅳ）の患者を対象に開発中の「DFP-14323」について、日本国内における独占的販売権を取得するライセンス契約を締結しました。本剤は、がん免疫担当細胞の表面に存在するアミノペプチダーゼ Nと結合してがん患者の免疫応答を強め、標準的な抗がん剤と併用しても副作用を増強することなく効果を高めることから、高齢者や末期のがん患者の治療剤として期待されています。

DFP社は本剤による既存の抗がん剤との併用で非小細胞肺癌（EGFR 遺伝子変異陽性、ステージⅢ/Ⅳ）の患者を対象に実施したフェーズⅡ試験で良好な成績を得ており、同社がPMDAと相談の上で開発を進めながら、非小細胞肺癌（EGFR 遺伝子変異のあるステージⅢ/Ⅳ）の患者の治療に係る適応で製造販売承認を申請する予定であり、当社は承認が得られ次第、日本において本剤の販売を行うことができます。

【パイプライン 2022年3月末時点】

開発番号	作用機序 (ターゲット)	前臨床	■ 自社開発 ■ 他社とのアライアンスによる開発 ■ 導出先において開発中			備考
			フェーズ I	フェーズ II	フェーズ III	
NC-2400	PPAR- δ 受容体作動薬 (脂質代謝改善)					・フェーズI終了 ・ABIONYX社（フランス）へ導出済
NC-2500	XOR阻害薬 (痛風・高尿酸血症)					・フェーズIを終了し国内外企業に向けた導出活動を展開中 ・神経変性疾患を新たなターゲットとした展開の可能性を模索
NC-2600	P2X4受容体拮抗薬 (神経障害性疼痛・慢性咳嗽)					・フェーズIを終了し、国内外企業に向けた導出活動を展開中 ・神経障害性疼痛以外に慢性咳嗽をターゲットとして導出活動を展開中
NC-2700	URAT1阻害薬 (痛風・高尿酸血症)					・非臨床試験を終了 ・国内外企業に向けた導出活動を展開中
NC-2800	オピオイド δ 受容体作動薬 (うつ・不安)					・2018年1月にAMEDのCICLE事業に採択 ・2021年6月住友ファーマと共同研究開発契約およびオプション契約を締結、2021年7月フェーズI開始
DFP-17729	がん微小環境改善剤 (脾臓がん)					・Delta-Fly Pharma (DFP) から国内独占販売権を取得 ・2021年4月よりフェーズII aへ移行、11月に症例登録完了
DFP-14323	抗悪性腫瘍薬 (非小細胞肺癌)					・2022年3月にDFPとライセンス契約を締結し、国内独占販売権を取得 ・現在国内でフェーズIIを終了し、良好な成績を得ている
カルバン	$\alpha 1\beta 1$ 遮断剤 (ハンチントン病他)					・SOM Biotech社（スペイン）に導出済み ・フェーズII a試験が終了、2021年10月に学会でデータ発表

2) 新技術を活用した創薬・臨床開発

当社グループは進歩が著しいAIなど新技術を活用した手法を導入することで、有望な創薬テーマの創出や開発プロセスの迅速化、業務の効率化などにつなげたいと考え、現在、デジタル技術に強みを持つベンチャー企業2社への出資や業務提携を行っています。

AI創薬ベンチャーである株式会社MOLCUREとは、創薬プロセスの初期段階における化合物の探索と最適化のプロセスを効率化することを目指しています。同社との協業により当社グループとして初めてAIを用いた創薬に着手し、現在はペプチド医薬品の素となるリードペプチドの創成と最適化について開発を進めています。

デジタル医療を推進するサスメド株式会社とは、特定の開発候補テーマに関して、同社のAIシステムとRWDを用いた多面的な分析を行い、効率的な治験デザインを構築するチャレンジを行っています。現在は将来の共同開発も視野に入れ、アルカリ化療法剤によるCKD進展抑制の検討において、サスメドのAIとCKOALA研究データ及びRWDを用いた分析を進めているほか、同社の臨床開発システムを用いた臨床試験効率化の検討も行っています。

Plus1 海外展開

海外の事業基盤確立

中国では、新型コロナウイルスの感染拡大を期にオンライン診療が急速に普及しており、当社のカルバン錠についても、2021年末よりインターネット病院での処方開始されています。また本年度中にジェネリック医薬品1品目の承認取得が期待されており、さらに、現地でBE試験 (biological equivalence study: 生物学的同等性試験) を予定している品目もあるなど、引き続き中国での実績を着実に積み上げてまいります。

ベトナムでは、NC-VN社による現地での製品販売に向けた準備が整いつつあります。2022年度中には日本で販売しているものとは用量規格の異なる製品を、初めてベトナム当局へ申請する見通しです。現地開発・現地製造の強みを活かし、市場のニーズに合った製品を開発することで新規市場に挑戦していきます。

加えて、2022年3月には世界銀行グループの国際金融公社 (IFC) との間で、ASEAN市場拡大のサポートとともに中東・アフリカの市場調査を支援していただくアドバイザー契約を締結しました。世界最大の国際開発機関である同公社の助言・ネットワーク・資金を活用し、ASEANのその先に広がる市場への進出を検討していきます。

"IFC's Advisory Services Project Information Document"より

The Project can result in a significant development impact in public health as well as development of the pharmaceutical sector in the target regions. With its high-level R&D and manufacturing technology, the Counterparty can (1) improve accessibility and affordability of medicines to the regions, (2) transfer its technology to the region by training talents and possible local partners, and (3) build a resilient health system by localizing its production.

IFC's Advisory Services Project Information Document (ASPI)

This Summary of Advisory Services Project Information (ASPI) is prepared by IFC to disclose a factual summary of the main elements of this advisory services project. It may also include findings and recommendations related to environmental and social considerations regarding this project. The purpose of the ASPI is to enhance the transparency of IFC's activities. The following ASPI is disclosed in accordance with IFC's Access to Information Policy (AIP) that went into effect on January 1, 2012.

Project Number: 606443	Primary Business Area: Manufacturing, Agribusiness & Services
Country: Vietnam	Region: East Asia and Pacific Region
Project Status: Active	Estimated Total Budget: (Project budget includes all project-funded activities)
Project Estimated Start Date:	Project Estimated End Date:
Expected Development Impact for the Counterparty	The Project can result in a significant development impact in public health as well as development of the pharmaceutical sector in the target regions. With its high-level R&D and manufacturing technology, the Counterparty can (1) improve accessibility and affordability of medicines to the regions, (2) transfer its technology to the region by training talents and possible local partners, and (3) build a resilient health system by localizing its production.
Information for Public	IFC intends to offer an advisory proposition to support the Counterparty's expand into ASEAN, CAF and/or MENA through (1) country prioritization, (2) country deep-dive analysis and field research, and (3) feasibility analysis.

IFCのウェブサイトにおいて、本プロジェクトの「期待される開発効果」として、医薬品へのアクセシビリティの向上、有能な人材及び潜在的な現地パートナーを訓練することによるテクノロジーの移転、そして、生産の現地化によるレジリエントな保健システムの構築などと紹介されています。

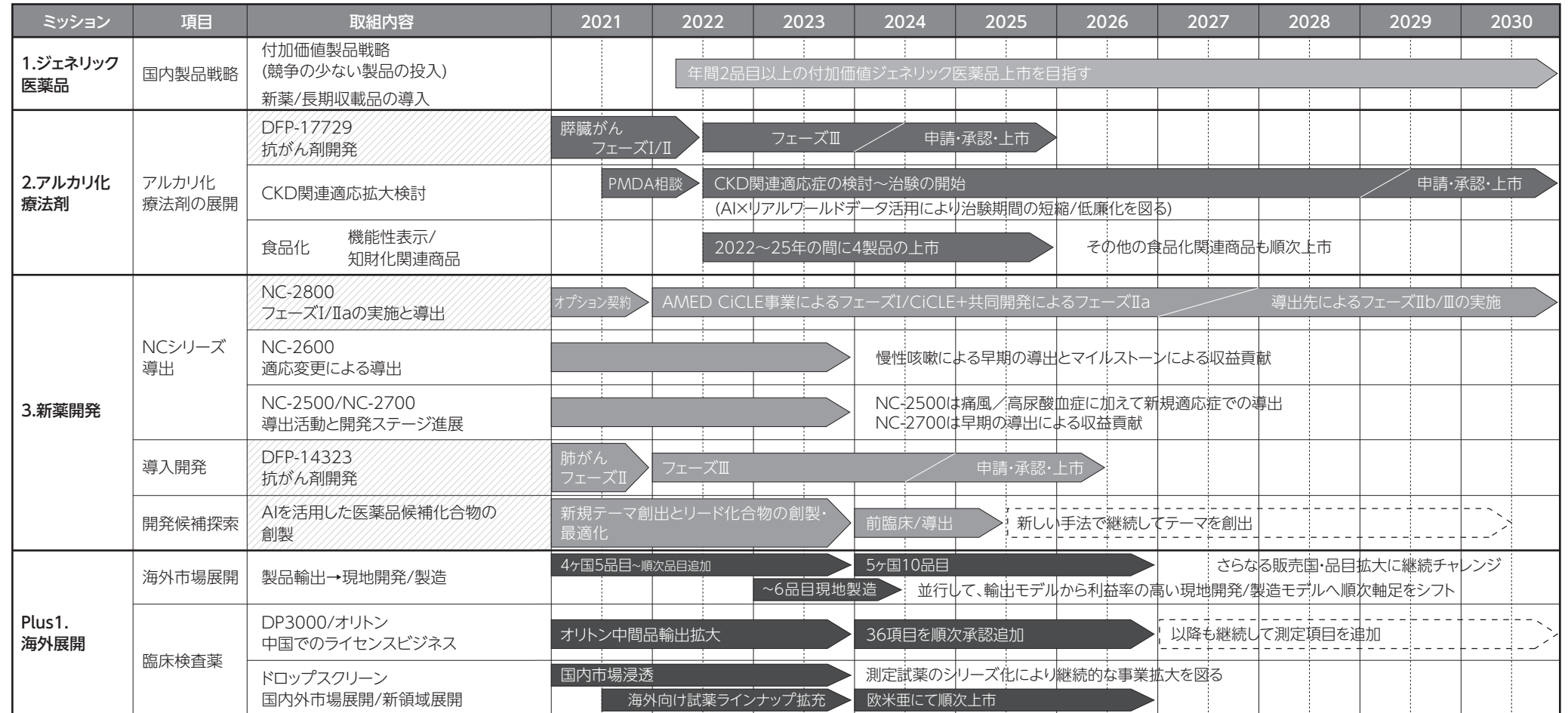
イノベーションロードマップ


右の図は、当社の3つのミッションの各テーマに関する、2021年から2030年までの中長期にわたる事業価値創出のプロセスや目標をお示したものです。

まず、足元の収益力強化につながる取り組みが、国内製品と臨床検査薬事業による取り組みです。国内医薬品市場の事業環境が厳しさを増す中で、付加価値のあるジェネリック医薬品を年間2品目以上市場に投入することを目指すとともに、今後も医療現場のニーズが高い新薬や長期収載品の導入を行うことで収益基盤を強化していきます。また、臨床検査薬においては、2020年に発売したドロップスクリーンの国内普及を急ぎながら、欧米や中国での展開を実現し収益拡大を目指します。

これらに続く成長ドライバーとして見込まれるのが、アルカリ化療法剤に関する展開です。DFP社が抗がん剤として開発を進めているDFP-17729が早ければ2022年度中にフェーズⅢに移行する予定であり、順調に進めば2020年代半ばに承認申請できるものと期待しています。また、CKDでの適応拡大についても、AIやRWDを活用し効率的な開発を進めています。さらに、アルカリ化療法剤で当社が有するノウハウを活かした機能性表示食品への応用についても製品化を進めており、医薬品用途以外での幅広い展開を目指していきます。

新薬開発には10年単位の長期間が必要となりますが、当社は化合物の探索に特化して開発の初期で大手製薬会社などへライセンスアウトを行うことで、開発スピードを上げるとともに開発リスクを軽減しています。また近年では、パイプラインの拡充やAIなどの新技術を活用した研究開発を進めるため、他社とのアライアンス戦略も取り入れています。NC-2800については、2021年6月に住友ファーマとオプション契約を締結しており、AMED CiCLE事業の支援の下、今後順調に開発が進めば同社のオプション権行使により開発ステージがさらに進展することが期待できます。また、DFP社とライセンス契約を交わした抗がん剤DFP-14323が新たにパイプラインに加わったことで、イノベーションの可能性がさらに広がりました。



 :他社との共同開発テーマ

いずれも現時点での情報に基づく計画であり、さまざまな要因により実現のタイミングが変動する可能性はありますが、このように複数のテーマで並行してイノベーションに取り組んでいくことで、順次その成果が収益を生み、当社のミッションを達成する成長ストーリーへとつながっていくと考えています。

サステナブルな社会の実現に向けて

これまでグループのCSR活動として、環境保全や地域貢献などの自主的な課題に取り組んできましたが、近年、政府による2050年カーボンニュートラル宣言やコーポレートガバナンス・コードの改訂など、サステナブルな社会を実現するために企業が求められる対応は、より高度で広範なものとなっています。

当社グループはこうした要請に積極的に応えていくため、2021年12月の取締役会において、サステナビリティ基本方針を定め、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」を設置することを決めました。今後は、同委員会のもとでサステナブルな社会の実現に向けて国連の定めた「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標：SDGs)」や気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) が公表したTCFD提言の中から、グループの事業活動に関係する環境・社会・経済的課題について取り組みを進めていきます。

・サステナビリティ基本方針

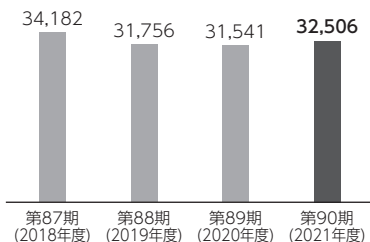
日本ケミファグループは『医薬品を中核としたトータルヘルスケアで人々の健康で豊かな生活に貢献する』という企業理念のもと、グループの掲げるミッションを達成することで企業価値の向上を目指すとともに、事業活動を通じサステナブルな社会の実現への役割を果たしていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

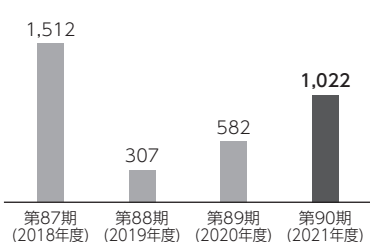


3.財産及び損益の状況の推移

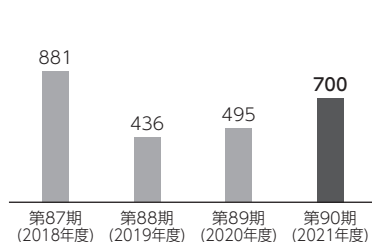
売上高 (単位：百万円)



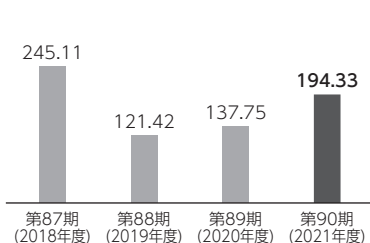
経常利益 (単位：百万円)



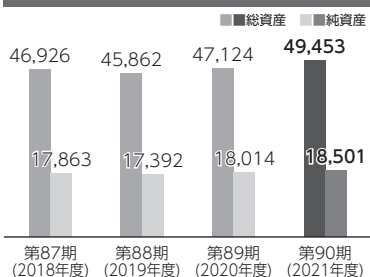
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



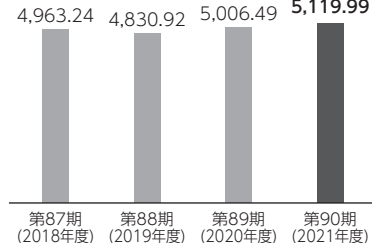
1株当たり当期純利益金額 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(当社グループ)

区 分	2018年度 第 87 期	2019年度 第 88 期	2020年度 第 89 期	2021年度 第 90 期 (当連結会計年度)
売 上 高	34,182百万円	31,756百万円	31,541百万円	32,506百万円
経 常 利 益	1,512百万円	307百万円	582百万円	1,022百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	881百万円	436百万円	495百万円	700百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額	245.11円	121.42円	137.75円	194.33円
総 資 産	46,926百万円	45,862百万円	47,124百万円	49,453百万円
純 資 産	17,863百万円	17,392百万円	18,014百万円	18,501百万円
1 株 当 た り 純 資 産 額	4,963.24円	4,830.92円	5,006.49円	5,119.99円

(注) 「収益認識に関する会計基準」等を第90期より適用しております。

(当社)

区 分	2018年度 第 87 期	2019年度 第 88 期	2020年度 第 89 期	2021年度 第 90 期 (当事業年度)
売 上 高	27,256百万円	25,273百万円	24,384百万円	24,011百万円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	574百万円	△309百万円	690百万円	△2百万円
当 期 純 利 益	479百万円	86百万円	643百万円	249百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 金 額	131.89円	23.77円	176.96円	68.32円
総 資 産	34,338百万円	32,538百万円	34,589百万円	35,103百万円
純 資 産	11,232百万円	10,457百万円	11,055百万円	10,994百万円
1 株 当 たり 純 資 産 額	3,081.90円	2,867.40円	3,034.03円	3,004.58円

(注) 「収益認識に関する会計基準」等を第90期より適用しております。

4. 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はございません。

5. 設備投資の状況

該当事項はございません。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 本 薬 品 工 業 株 式 会 社	160百万円	100.0%	医 薬 品 の 製 造 ・ 販 売
株 式 会 社 化 合 物 安 全 性 研 究 所	250百万円	100.0%	安 全 性 試 験 の 受 託 等
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.	13,500千米ドル	100.0%	医 薬 品 の 製 造

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

医薬品及び臨床検査薬等の製造・販売

医薬品等の安全性試験の受託

健康食品等販売

8. 主要な営業所及び工場等 (2022年3月31日現在)

		事業所名	所在地
当 社	本 社		東京都千代田区
	北 日 本 支 店	宮城県仙台市	
	東 京 支 店	東京都千代田区	
	関 越 支 店	埼玉県さいたま市	
	名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市	
大 阪 支 店	大阪府大阪市		
広 島 支 店	広島県広島市		
福 岡 支 店	福岡県福岡市		
	創 薬 研 究 所		埼玉県三郷市
	東日本物流センター		千葉県浦安市
	西日本物流センター		兵庫県神戸市
日本薬品工業株式会社	本 社		東京都千代田区
	茨 城 工 場	茨城県稲敷市	
	つ く ば 工 場	茨城県筑西市	
株式会社化合物安全性研究所	本 社		北海道札幌市
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.	本 社 ・ 工 場		ベトナム社会主義共和国ビンズン省

9.従業員数（2022年3月31日現在）

事業の種類別セグメント	従業員数
医薬品事業	713名（128名）
その他	63名（30名）
全社（共通人員）	33名（3名）
合計	809名（161名）

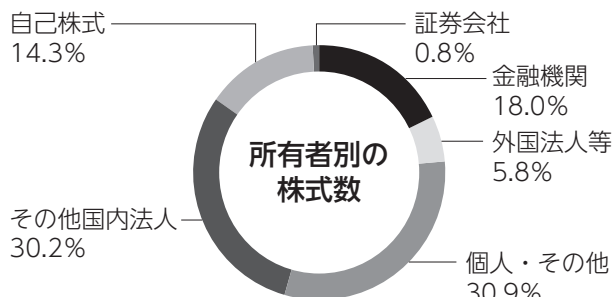
- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の（外書）は、嘱託及び臨時従業員数であります。

10.主要な借入先（当社）（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,727 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,453 百万円
株式会社あおぞら銀行	1,432 百万円
株式会社みずほ銀行	1,375 百万円
株式会社横浜銀行	1,056 百万円
株式会社きらぼし銀行	936 百万円
三井住友信託銀行株式会社	870 百万円
株式会社北陸銀行	535 百万円
株式会社日本政策投資銀行	500 百万円
株式会社りそな銀行	452 百万円

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 15,400,000株
2. 発行済株式の総数 4,261,420株
(自己株式 607,887株を含む)
3. 当期末株主数 5,363名
(前期比281名増)
4. 大株主の状況 (上位10名)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
ジャパンソファルシム株式会社	714	19.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	274	7.5
豊島薬品株式会社	242	6.6
日本生命保険相互会社	144	3.9
今村均	126	3.4
山口一城	107	2.9
ゼリア新薬工業株式会社	101	2.7
日本ケミファ従業員持株会	84	2.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	79	2.1
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	75	2.0

(注) 1. 当社は、自己株式607千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2021年6月18日開催の第89回定時株主総会の決議により、社外取締役を除く当社の取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与するための報酬制度を導入しており、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額20百万円以内、各事業年度において取締役に対して割り当てる普通株式の総数は年8,000株以内、譲渡制限期間は3年から5年までの間で当社の取締役会が定める期間と決められております。

当事業年度中に譲渡制限付株式報酬として交付した株式の状況は次のとおりです。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (社 外 取 締 役 除 く)	3,800株	4名

(注) 1. 上記株式は、自己株式の処分により交付したものです。

2. 上記のほか、執行役員（取締役である者を除く。）4名に対して、譲渡制限付株式付与制度に基づき、自己株式の処分により1,600株を交付しました。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役、監査役及び執行役員の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 代表執行役員社長	やま ぐち かず しる 山 口 一 城	ジャパンソファルシム株式会社代表取締役
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	くつわ だ まさ のり 轡 田 雅 則	経営全般補佐／リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	やま かわ とみ お 山 川 富 雄	開発企画部担当兼創薬研究所長
取 締 役 員 執 行 役 員	やす もと まさ ひで 安 本 昌 秀	情報システム部・広報室・臨床検査薬事業部担当兼経営企画部長兼ヘルスケア部長
取 締 役	はら だ ゆう じ 原 田 裕 司	アルヒ株式会社常勤社外監査役
取 締 役	よし の まさ き 吉 野 正 己	弁護士
常 勤 監 査 役	まさ の さかる 牧 野 盛	
監 査 役	たか はし つよし 高 橋 剛	弁護士
監 査 役	しん どう なお しげ 進 藤 直 滋	公認会計士
執 行 役 員	はたけ だ やすし 畑 田 康	製剤技術開発部・海外技術開発部担当 ジャパンソファルシム株式会社取締役
執 行 役 員	く どう しん いち 工 藤 伸 一	グループ医薬営業本部長 日本薬品工業株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	なか じま しん じ 中 島 慎 司	グループ購買・営業管理センター担当兼管理部長
執 行 役 員	はや みず こう き 速 水 康 紀	メディカルアフェアーズ部担当兼開発企画部長
執 行 役 員	し ま だ じ ろう 嶋 田 次 郎	信頼性保証総括部長兼品質保証部長

- (注) 1. 執行役員畑田 康氏は、2022年3月31日をもって任期満了により退任いたしました。
 2. 取締役原田裕司氏及び吉野正己氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役進藤直滋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役原田裕司氏及び吉野正己氏、並びに監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届

出書を提出しております。

6. 取締役原田裕司氏は、2022年6月開催予定のアルヒ株式会社の定時株主総会の終結の時をもって、同社常勤社外監査役を退任予定です。
7. 2022年4月1日付で地位及び担当並びに重要な兼職の状況に異動がありました。

氏名	変更後	変更前
轡田雅則	取締役 専務執行役員 経営全般補佐／リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当 <u>Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. Chairman</u>	取締役 専務執行役員 経営全般補佐／リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当
山川富雄	取締役 常務執行役員 創薬研究所・開発企画部・製剤技術開発部・海外技術開発部担当	取締役 常務執行役員 開発企画部担当兼創薬研究所長
嶋田次郎	執行役員 信頼性保証総括部長 兼グループ品質保証統括部長	執行役員 信頼性保証総括部長兼品質保証部長
宮田裕文	執行役員 人事部長兼社長室長	人事部長兼社長室長

(注) 下線部は変更箇所を示しております。

【ご参考】 取締役スキル・マトリックス

当社は、39頁以降に記載のイノベーションロードマップに基づく当社グループの事業価値創出を実現しつつ、コーポレート・ガバナンスの強化に努めるため、幅広い経験及び高度な専門性、知識を有する取締役を選任しております。取締役の経験と専門性は次のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位及び担当	企業経営	新規事業・研究開発	営業・マーケティング	海外事業・国際経験	知的財産	法務・リスク管理	財務・会計・金融
やま ぐち かず しろ 山 口 一 城	代表取締役社長 代表執行役員社長	●	●	●				●
くつわ だ まさ のり 轡 田 雅 則	取締役 専務執行役員 経営全般補佐／リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当				●		●	●
やま かわ とみ お 山 川 富 雄	取締役 常務執行役員 創薬研究所・開発企画部・製剤技術開発部・海外技術開発部担当		●		●	●		
やす もと まさ ひで 安 本 昌 秀	取締役 執行役員 情報システム部・広報室・臨床検査薬事業部担当兼経営企画部長兼ヘルスケア部長		●	●				●
はら だ ゆう じ 原 田 裕 司	社外取締役	●			●			●
よし の まさ き 吉 野 正 己	社外取締役				●	●	●	

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条

第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。

- ・上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は次のとおりです。なお、当該保険契約は、2022年10月に更新の予定です。

① 被保険者の範囲

当社並びに子会社の取締役、監査役及び執行役員

② 被保険者の実質的な保険料負担

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③ 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務又は職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填されます。

④ 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の故意に基づく法令違反行為、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては補填の対象とされない旨の免責条項が付されております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「報酬決定方針」という）を制定しており、その概要は次のとおりです。

【基本方針】

当社の取締役の報酬等は、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとしての機能にも配慮し、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、社内取締役の報酬等は金銭固定報酬を基本とし（以下「基本報酬」という）、不定期に非金銭報酬の支給を決定いたします。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

《各報酬制度の概要》

報酬項目	概要
基本報酬	月例の金銭固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じ、当社の業績、及び本人の業務評価等を踏まえて報酬額を決定する。
非金銭報酬	当社取締役会は、社内取締役の一部又は全部に対し、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブを与えるものとして適切な株式報酬の内容、額若しくは数又はその算定方法、当該株式報酬を与える時期又は条件、その他必要な事項を定める。

【構成】

各社内取締役の金銭固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各社内取締役の報酬等の額に対する割合については、役位、職責、在任年数、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえつつ、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとして十分に機能するための最適な構成といたします。

社外取締役はその職務に鑑み、基本報酬のみとするため、金銭固定報酬の額が各社外取締役の報酬等の額の全部を占めます。

【決定方法】

各取締役の基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものといたします。代表取締役社長は、報酬決定方針に従って決定を行います。取締役会は、代表取締役社長の決定が報酬決定方針に沿ったものであるかを報酬諮問委員会に諮問し、答申を受けます。

なお、株式報酬は、各社内取締役の金銭固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各社内取締役の報酬等の額に対する割合の妥当性についての報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で各社内取締役の割当株式数を決議いたします。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

	報酬の種類	報酬限度額等	株主総会決議年月日	決議時の 役員の員数
取締役	基本報酬	月額27百万円以内 (ただし、使用人分給 とは含まない。)	1991年6月27日 第59回定時株主総会	取締役13名
取締役 (社外取締役を除く)	非金銭報酬 (譲渡制限付 株式報酬)	年額20百万円以内 (年8,000株以内)	2021年6月18日 第89回定時株主総会	取締役(社外取締役 を除く)4名
監査役	基本報酬	月額3百万円以内	1991年6月27日 第59回定時株主総会	監査役2名

- (注) 1. 当社は2017年5月18日開催の取締役会の決議により、2017年6月23日開催の第85回定時株主総会の終結の時をもって、社外取締役及び社外監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、第85回定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金をそれぞれの退任時に贈呈することを当該定時株主総会で決議しております。
2. 当社は2019年8月23日開催の取締役会の決議により、2019年8月22日をもって、社内監査役に対する退職慰労金制度を廃止いたしました。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月18日開催の取締役会における委任決議に基づき、代表取締役社長山口一城氏が、取締役の個人別の報酬等を決定しております。その権限の内容は各取締役の使用人兼務取締役の使用人分給与を除いた具体的な月額報酬の金額及び当社の役員退職慰労金規程に定める基準に従った退任取締役の退職慰労金の金額の決定であります。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

当社は、代表取締役社長に委任された権限が適切に行使されるようにするための措置として、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会において、代表取締役社長が決定した取締役の個人別の報酬等の内容と、報酬決定方針との整合性を含めた検討を行い、取締役会に対して答申します。当該手続きを経て、取締役の個人別の報酬額について確認が行われているため、取締役会はその内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労引当金等	
取締役 (うち社外取締役)	163百万円 (13百万円)	140百万円 (13百万円)	2百万円 (—)	20百万円 (—)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	20百万円 (9百万円)	20百万円 (9百万円)	— (—)	— (—)	3名 (2名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（24百万円）は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬を付与しており、その内容及び交付状況は、Ⅱ会社の株式に関する事項の5に記載のとおりであります。
 3. 退職慰労引当金等は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
 4. 上記のほか、2021年6月18日開催の第89回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
 退任取締役 1名 7百万円

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外役員が兼職している他の法人と当社の間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	取締役会及び監査役会における 発言その他の活動状況
取締役	原田 裕司	12回／12回 (100%)	—	金融機関やメーカー等における経営及び海外事業に関する豊かな業務経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	吉野 正己	12回／12回 (100%)	—	弁護士としての専門性と豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	高橋 剛	12回／12回 (100%)	16回／16回 (100%)	弁護士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	進藤 直滋	12回／12回 (100%)	16回／16回 (100%)	公認会計士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(3) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	原 田 裕 司	取締役会や独立社外者のみを構成員とする会合において、当社の対処すべき課題等に対して、金融機関やメーカー等における豊富な経営経験と業務知識に基づき、実践的な視点から、経営に関する助言、リスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定における客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
取 締 役	吉 野 正 己	取締役会や独立社外者のみを構成員とする会合において、当社の対処すべき課題等に対して、企業法務に精通した弁護士として、また他社での社外役員の経験に基づき、客観的・専門的な視点からリスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定における客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 (2022年3月31日)	(ご参考) 前期 (2021年3月31日)	科目	当期 (2022年3月31日)	(ご参考) 前期 (2021年3月31日)
資産の部			負債の部	30,952	29,109
流動資産	33,495	30,446	流動負債	16,750	14,102
現金及び預金	11,645	10,584	支払手形及び買掛金	2,146	1,777
受取手形及び売掛金	—	7,978	電子記録債務	7,420	5,750
受取手形、売掛金及び契約資産	8,100	—	短期借入金	400	384
電子記録債権	4,544	4,043	1年内償還予定の社債	200	—
商品及び製品	4,942	4,720	1年内返済予定の長期借入金	2,581	2,420
仕掛品	1,484	1,132	リース債務	73	84
原材料及び貯蔵品	2,385	1,647	未払金	107	209
その他	391	339	未払法人税等	292	262
固定資産	15,957	16,676	未払消費税等	200	91
有形固定資産	11,848	12,309	未払費用	1,950	2,057
建物及び構築物	4,971	5,139	預り金	164	137
機械装置及び運搬具	1,931	1,838	返品調整引当金	—	1
工具、器具及び備品	319	289	販売促進引当金	—	415
土地	4,345	4,831	返金負債	300	—
リース資産	168	198	その他	913	512
建設仮勘定	112	12	固定負債	14,202	15,006
無形固定資産	884	1,242	社債	—	200
特許権	17	21	長期借入金	11,399	12,114
商標権	61	68	リース債務	135	165
販売権	666	949	役員退職慰労引当金	469	461
リース資産	23	30	退職給付に係る負債	132	140
ソフトウェア	105	162	再評価に係る繰延税金負債	915	1,047
電話加入権	9	9	その他	1,149	876
投資その他の資産	3,225	3,124	純資産の部	18,501	18,014
投資有価証券	1,810	2,026	株主資本	15,939	15,076
長期前払費用	359	270	資本金	4,304	4,304
敷金及び保証金	68	74	資本剰余金	1,263	1,303
退職給付に係る資産	309	128	利益剰余金	13,482	12,655
繰延税金資産	329	267	自己株式	△3,110	△3,187
その他	410	418	その他の包括利益累計額	2,545	2,921
貸倒引当金	△61	△61	その他有価証券評価差額金	547	714
繰延資産	0	0	土地再評価差額金	2,070	2,357
社債発行費	0	0	為替換算調整勘定	△170	△223
資産合計	49,453	47,124	退職給付に係る調整累計額	98	72
			新株予約権	17	17
			負債純資産合計	49,453	47,124

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考)
	自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日	前 期 自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月 31 日
売上高	32,506	31,541
売上原価	23,432	20,097
売上総利益	9,073	11,444
販売費及び一般管理費	8,248	10,879
営業利益	825	564
営業外収益	449	172
受取利息	0	1
受取配当金	29	34
固定資産賃貸料	6	6
持分法による投資利益	27	17
為替差益	355	11
保険配当金	8	12
受取設備負担金	—	7
雇用調整助成金	—	52
その他	21	29
営業外費用	251	154
支払利息	118	122
支払手数料	31	9
操業休止関連費用	66	—
その他	35	22
経常利益	1,022	582
特別利益	141	299
固定資産売却益	141	56
投資有価証券売却益	—	232
新株予約権戻入益	—	9
特別損失	187	167
減損損失	14	—
投資有価証券評価損	10	—
棚卸資産評価損	162	—
構造改革費用	—	167
税金等調整前当期純利益	976	713
法人税、住民税及び事業税	414	320
法人税等調整額	△138	△101
法人税等合計	275	218
当期純利益	700	495
親会社株主に帰属する当期純利益	700	495

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

科 目	当 期		前 期	
	自 2021年 4月 1日	至 2022年 3月 31日	自 2020年 4月 1日	至 2021年 3月 31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,801		1,503	
投資活動によるキャッシュ・フロー	35		△1,024	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△793		29	
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)	96		△4	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,139		505	
現金及び現金同等物の期首残高	10,505		10,000	
現金及び現金同等物の期末残高	11,645		10,505	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 (2022年3月31日)	(ご参考) 前期 (2021年3月31日)	科目	当期 (2022年3月31日)	(ご参考) 前期 (2021年3月31日)
資産の部			負債の部		
流動資産	22,122	20,790	流動負債	11,722	11,347
現金及び預金	7,297	6,520	支払手形	2	25
受取手形	31	167	電子記録債務	5,742	5,428
電子記録債権	4,602	3,835	買掛金	1,720	1,539
売掛金	5,994	5,768	短期借入金	160	144
商品及び製品	3,477	3,555	1年内返済予定の長期借入金	1,809	1,848
仕掛品	23	10	リース債務	57	66
原材料及び貯蔵品	42	50	未払金	61	29
前払費用	149	234	未払法人税等	196	231
その他	503	648	未払消費税等	174	—
固定資産	12,980	13,799	未払費用	1,380	1,647
有形固定資産	4,859	5,381	預り金	29	28
建物	501	618	返品調整引当金	—	0
構築物	27	27	販売促進引当金	—	275
機械及び装置	92	22	返金負債	287	—
車両運搬具	0	0	設備関係支払手形	62	76
工具、器具及び備品	119	94	その他	36	4
土地	3,989	4,475	固定負債	12,386	12,186
リース資産	129	143	長期借入金	9,758	9,702
無形固定資産	799	1,107	リース債務	109	124
特許権	17	21	退職給付引当金	52	48
商標権	61	68	役員退職慰労引当金	400	387
販売権	666	949	再評価に係る繰延税金負債	915	1,047
ソフトウェア	22	29	その他	1,149	876
リース資産	23	30	純資産の部	10,994	11,055
電話加入権	7	7	株主資本	8,366	7,977
投資その他の資産	7,321	7,309	資本金	4,304	4,304
投資有価証券	1,644	1,876	資本剰余金	1,255	1,295
関係会社株式	4,948	4,948	その他資本剰余金	1,255	1,295
敷金及び保証金	59	66	利益剰余金	5,828	5,475
前払年金費用	133	26	利益準備金	385	366
繰延税金資産	119	25	その他利益剰余金	5,443	5,108
その他	478	428	繰越利益剰余金	5,443	5,108
貸倒引当金	△61	△61	自己株式	△3,021	△3,098
資産合計	35,103	34,589	評価・換算差額等	2,610	3,061
			その他有価証券評価差額金	540	703
			土地再評価差額金	2,070	2,357
			新株予約権	17	17
			負債純資産合計	35,103	34,589

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考)
	自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日	前 期 自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日
売上高	24,011	24,384
売上原価	17,509	15,021
売上総利益	6,502	9,362
販売費及び一般管理費	6,857	9,076
営業利益又は営業損失 (△)	△355	286
営業外収益	493	529
受取利息	0	0
受取配当金	362	367
不動産等賃貸料	73	71
保険配当金	8	12
雇用調整助成金	—	52
その他	49	25
営業外費用	140	124
支払利息	91	90
支払手数料	29	7
その他	18	25
経常利益又は経常損失 (△)	△2	690
特別利益	141	299
固定資産売却益	141	56
投資有価証券売却益	—	232
新株予約権戻入益	—	9
特別損失	25	167
減損損失	14	—
投資有価証券評価損	10	—
構造改革費用	—	167
税引前当期純利益	113	822
法人税、住民税及び事業税	17	203
法人税等調整額	△153	△25
法人税等合計	△135	178
当期純利益	249	643

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 島 拓 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 男 澤 江利子 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 島 拓 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 男 澤 江利子 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、社長室内部監査課その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

日本ケミファ株式会社 監査役会
常勤監査役 牧野 盛 ㊟
社外監査役 高橋 剛 ㊟
社外監査役 進藤 直 滋 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場	神田明神 明神会館		
所在地	東京都千代田区外神田二丁目16番2号 電話 03 (6384) 0477		
最寄駅	JR中央線・総武線 御茶ノ水駅（聖橋口） 徒歩5分 JR山手線・京浜東北線 秋葉原駅（電気街口） 徒歩7分	東京メトロ 丸ノ内線 御茶ノ水駅 徒歩5分 銀座線 末広町駅 徒歩5分 千代田線 新御茶ノ水駅 徒歩5分 日比谷線 秋葉原駅 徒歩10分	
お願い	駐車場はございませんので、お車での来場はご遠慮願います。		



【株主の皆様へ】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせ、書面（郵送）又はインターネット等により議決権行使いただくことをご推奨申し上げます。
- 会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席間隔を広げる必要があり、ご用意できる席数に限りがございますので、あらかじめご了承下さい。
- 体温が37.5℃以上の株主様、体調が悪いように見受けられる株主様につきましてはご入場をお断りさせていただきます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただいております。